島根県報

平成25年３月29日（金）
号外 第６１号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正　2

島根県病院局事務処理規程の一部改正　3

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正　3

【病院局訓令】

島根県病院局被服等貸与規程の一部改正　5

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第２条第３項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正　6

島根県立病院入院規程の一部改正　6

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第１号

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

平成25年３月29日

島根県病院事業管理者　中　川　正　久

第６条第２項の表県立病院課の部を次のように改める。

県立病院課	上席調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	調整監	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。
	企画幹	上司の命を受け、課の事務のうち、特定の事務を掌理する。

第８条第１項の表以外の部分中「グループ」を「課」に改め、同項の表中

「

グループ、スタッフ、科又は室
総務グループ、給与グループ
経営グループ、情報システムグループ、施設管理グループ、業務グループ

を

「

課、スタッフ、科又は室
総務課、給与課
経営課、情報システム課、施設管理課、業務課

に改める。

第９条第１項の表以外の部分中「グループ」を「課」に改め、同項の表中

「

局	部又は室	グループ、スタッフ又は科
事務局		総務企画グループ、経営グループ

を

「

局又は室	部又は室	課、スタッフ又は科
事務局		総務企画課、経営課

に

改める。

第10条第１項の表グループの項中「グループ」を「課」に改め、同条第２項の表病院の部の次に次のように加える。

中央病院	参事	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

第10条第２項の表こころの医療センターの医療局の部を次のように改める。

こころの医療センターの医療局	次長	局長を補佐する。
	部長（医療技術部長を除く。）	上司の命を受け、診療に関する事務を処理する。
	技師長	上司の命を受け、医療技術に関する事務を処理する。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

島根県病院局管理規程第２号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

平成25年３月29日

島根県病院事業管理者　中　川　正　久

第３条中第18号を第19号とし、第６号から第17号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　上席調整監　組織規程第６条第２項に規定する上席調整監をいう。

第４条第２項第１号中「総務」を「給与」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　病院　給与課長及び総務企画課長

第10条第２項中「置かれる」の次に「上席調整監、」を加える。

第11条第10号中「第７号」を「第８号」に改める。

第17条第１項の表本局局長の項及び県立病院課長の項を次のように改める。

本局局長	１　県立病院課長 ２　上席調整監（当該上席調整監が掌理する事務に限る。） ３　調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。）
県立病院課長	１　上席調整監（当該上席調整監が掌理する事務に限る。） ２　調整監（当該調整監が掌理する事務に限る。） ３　企画幹（当該企画幹が掌理する事務に限る。）

第20条の見出し中「調整監又は企画幹」を「上席調整監等」に改め、同条中「調整監」を「上席調整監、調整監」に改める。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

島根県病院局管理規程第３号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

平成25年３月29日

島根県病院事業管理者　中　川　正　久

第15条第１項中「次項」を「以下この条」に改める。

第19条第１項第９号中「次条第１項」を「以下この号」に改め、「とき」の次に「（救急医療用ヘリコプター以外の航空機に搭乗して救急業務（現場救急又は転院搬送に係るものに限る。）に従事した場合を含む。）」を加え、同条第２項第４号中「診療報酬に」の次に「おいて帝王切開術に係る算定をした場合又は」を加える。

第20条第１項中「（救急医療用ヘリコプターを除く。）」を削り、「とき」の次に「（前条第１項第９号に掲げる場合を除く。）」を加える。

第26条中「職員の給与に関する条例」を「職員条例」に改める。

別表第４の６級の項中「調整監」を「課長
上席調整監
調整監」に改める。

別表第５の４級の項を次のように改める。

４級	医療情報化管理者	病院長

	副院長 参事 医療局長 医療技術局長 薬剤局長 医療局次長 診療部長 部長	副院長 医療局長 医療局次長 部長

別表第11中備考以外の部分を次のように改める。

別表第11（第５条関係）

組　織	職　名	区　分
本局	病院局長	１種
	県立病院課長	３種
	島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第１号）第６条第２項の規定に基づき置かれる上席調整監	５種
	島根県病院局組織規程第６条第２項の規定に基づき置かれる調整監	６種
病院	中央病院病院長 医療情報化管理者 中央病院副院長 こころの医療センター病院長	１種
	中央病院事務局長 同　参事 同　医療局長 こころの医療センター副院長	２種
	中央病院医療局次長 同　医療技術局長 同　薬剤局長 同　看護局長 こころの医療センター事務局長 同　医療局長 同　医療局次長 同　看護局長	３種
	中央病院室長 同　診療部長 同　医療技術局次長 同　薬剤局次長 同　看護局次長 同　事務局部長 こころの医療センター医療技術部長 同　看護局次長	５種
	中央病院看護部長	６種

	同　調整監（島根県病院局の職員の職の設置に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第５号）第３条の規定に基づき置かれる調整監） こころの医療センター薬剤科長 同　室長 同　調整監（島根県病院局の職員の職の設置に関する規程第３条の規定に基づき置かれる調整監）	

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

島　根　県　病　院　局　訓　令

島根県病院局訓令第１号

本局
病院

島根県病院局被服等貸与規程（平成19年島根県病院局訓令第２号）の一部を次のように改正する。

平成25年３月29日

島根県病院事業管理者　中　川　正　久

別表の１の表４の項中「調理師」を「栄養管理科に勤務し、調理業務に従事する職員」に改める。

別表の２の表を次のように改める。

２　こころの医療センター

項	対　象　職　員	貸　与　品　目	貸与数	標準期間
1	医師	診察衣	5	５年
2	看護局に勤務する職員	看護衣	5	５年
		シューズ	1	１年
		革靴	1	１年
		作業衣	1	４年
		シャツ（夏）	2	４年
3	薬剤科に勤務する職員及び検査スタッフ	診察衣	5	５年
		シューズ	1	１年
4	心理スタッフ	看護衣	5	５年
		シューズ	1	１年
5	デイケアスタッフ	作業衣（冬）	1	４年
		作業衣（夏）	2	４年
		シューズ	1	１年
6	リハビリスタッフ	看護衣	5	５年
		作業衣（冬）	1	４年
		作業衣（夏）	2	４年
		シューズ	1	１年
7	管理栄養士	診察衣	5	５年
		シューズ	1	１年

8	医療安全推進室に勤務する職員	診察衣	5	5年
		シューズ	1	1年

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

島　根　県　病　院　局　告　示

島根県病院局告示第１号

島根県立病院使用料及び手数料条例第２条第３項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第１号）の一部を次のように改正し、平成25年４月１日から施行する。

平成25年３月29日

島根県病院事業管理者　中　川　正　久

農薬血中濃度測定検査の項中「パラコート検査　１回につき　29,200円
ジクワット検査　１回につき　29,200円」を「パラコート検査　１回につき　29,200円」に改める。

麻しん風しん予防接種料の項を次のように改める。

麻しん風しん予防接種料

混合ワクチン　１回につき　12,900円

麻しんワクチン　１回につき　9,490円

風しんワクチン　１回につき　9,490円

ＢＣＧ接種料の項を次のように改める。

ＢＣＧ接種料　１回につき　7,830円

百日せきジフテリア破傷風予防接種料の項から乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料の項までを次のように改める。

百日せきジフテリア破傷風予防接種料　１回につき　8,020円

ジフテリア破傷風予防接種料　１回につき　6,615円

インフルエンザ予防接種料　１回につき　4,200円

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料　１回につき　8,250円

島根県病院局告示第２号

島根県立病院入院規程（平成19年島根県病院局告示第３号）の一部を次のように改正する。

平成25年３月29日

島根県病院事業管理者　中　川　正　久

第２条中「入院申込書兼誓約書（別記様式）」を「入院申込書（別記様式その１）及び身元引受書兼診療費等支払保証書（別記様式その２）」に改める。

別記様式その１及び別記様式その２を次のように改める。

別記様式その１（第２条関係）

ＩＤ	□□－□□－□□－□
入院日	年　月　日

入　院　申　込　書

患者	現住所		〒□□□－□□□□　電話　（　）		
	ふりがな 氏名			性別	男・女
	生年月日		明・大・昭・平　年　月　日生（　歳）		
	職業				
	勤務先	名称			
		住所	〒□□□－□□□□　電話　（　）		
	緊急連絡先	ふりがな 氏名		続柄	
		□ 自宅　電話　（　） □ その他（　）　電話　（　）			

（注）緊急連絡先は、家族の方等に必ず連絡の取れるところを記入してください。

への入院を申し込みます。

平成　年　月　日

申込者	現住所		〒□□□－□□□□　電話　（　）		
	ふりがな 氏名			患者との関係	
	職業				
	勤務先	名称			
		電話			

様

（注）１　申込者が患者本人の場合、「申込者」欄の記入については、「氏名」欄以外の記入は不要です。

２　この入院申込書は、「申込者」本人が自署する場合は、押印は不要です。ただし、それ以外の場合は、氏名の右横に押印が必要となります。

別記様式その２（第２条関係）

身元引受書兼診療費等支払保証書

平成　　年　　月　　日

様

ふりがな

患者氏名

上記患者の貴院入院中の患者本人の身上に関する事項は、身元引受人において引き受け、退院の指示があった場合には、指定の期日に本人を引き取ります。

なお、身元引受人の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出ることとします。

身元引受人	現住所		〒□□□－□□□□　電話　（　）			
	ふりがな 氏名				患者との関係	
	職業			生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	
	勤務先	名称				
		住所	〒□□□－□□□□　電話　（　）			

（注）１　身元引受人は、成年者をお願いします。

なお、支払義務者又は連帯保証人が身元引受人となる場合、「身元引受人」欄の記入については、「氏名」欄以外の記入は不要です。

２　「身元引受人」本人が自署する場合は、押印は不要です。ただし、それ以外の場合は、氏名の右横に押印が必要となります。

上記患者の貴院入院中の診療費等は、納入通知書記載の納付期限内に支払義務者が必ず支払いいたします。

万一、指定の期日までに診療費等の支払ができなかった場合には、連帯保証人が支払義務者と連帯して滞り無く支払いたします。

なお、支払義務者及び連帯保証人の記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出ることとします。

支払義務者	現住所		〒□□□－□□□□　電話　（　）			
	ふりがな 氏名		㊞		患者との関係	
	職業			生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	
	勤務先	名称				
		住所	〒□□□－□□□□　電話　（　）			
連帯保証	現住所		〒□□□－□□□□　電話　（　）			
	ふりがな 氏名		㊞		支払義務者との関係	
	職業			生年月日	明・大・昭・平　年　月　日	

人	勤務先	名　称	
		住　所	〒□□□－□□□□　　電　話　　（　　）

（注）１　支払義務者は、支払能力を有する成年者をお願いします。
なお、患者さんが未成年者等の場合は、親権者等の方をお願いします。
（この要件を満たす場合、患者さんと支払義務者とが同一人でも差し支えありません。）
２　連帯保証人は、支払義務者とは独立した生計を営む支払能力を有する成年者をお願いします。

附　則

この告示は、平成25年４月１日から施行する。